

# 短期入所生活介護重要事項説明書

<令和 6年 9月 15日 現在 >

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：048-992-3939（9時～16時）

※ 御不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 短期入所生活介護の内容

利用場所 埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸968番地1 社会福祉法人松大会三戸里園

利用時間 利用開始日の午前10時から、利用終了日の15時までとします。

利用可能 個室・2人部屋・4人部屋の居室を用意しておりますが、入居の状況等により別途相談をして決めさせていただきます。

## 3 社会福祉法人松大会三戸里園の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	社会福祉法人 松大会 三戸里園
所在地	埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸968番地1
介護保険指定番号	短期入所生活介護 (埼玉県1171100389号)

### (2) 施設の職員体制

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)		1名(1)		施設監理全般	1名(1)
医師			1名(1)	診療、健康管理等	1名(1)
生活相談員		1名( )	1名( )	生活上の相談等	2名( )
管理栄養士		1名( )		栄養管理等	1名( )
機能訓練指導員(兼務)		1名( )		機能回復訓練等	1名( )
介護支援専門員(兼務)		1名(1)		サービス計画立案等	1名(1)
事務職員(兼務)		1名(1)	1名( )	事務手続き等	2名(1)
看護 介護 職員	看護師	1名( )	1名( )	医療、健康管理等	2名( )
	准看護師	2名( )	3名( )	医療、健康管理等	5名( )
	介護福祉士	4名(1)	名( )	日常介護業務等	4名(1)
	ヘルパー1～2級	2名( )	2名( )		4名( )
	初任者研修	1名(1)	名( )		1名(1)
	認知症介護基礎研修	7名(2)	名( )		7名(2)
	その他		1名( )		1名( )

( ) 内は男性再掲

\*職員配置は三戸里園と兼務となります。

※ 勤務時間割 塗りつぶしは、非常勤職員及び育児時短職員

早特	6:30~15:30	平5	9:30~18:30	平17	10:00~11:00
早1	7:00~16:00	平6	8:30~16:30	平ユ	ユニット勤務 9:00~18:00
早2	7:30~16:30	平7	9:30~17:30		
早3	7:30~12:30	平8	9:30~16:00	遅1	10:00~19:00
早4	8:00~16:00	平9	11:00~18:00	遅2	11:00~20:00
早5	8:00~17:00	平10	10:00~18:00	遅5	10:00~13:00
早6	8:30~17:30	平11	9:00~12:00	遅6	12:00~16:00
平	9:00~18:00	平12	12:00~20:00	遅7	13:00~18:00
平1	9:00~16:00	平13	10:00~12:00	遅8	15:00~20:00
平2	9:00~17:00	平14	8:00~15:00	遅9	14:00~18:00
平3	9:00~13:00	平15	10:00~16:00	夜勤	16:30~9:30
平4	9:00~15:00	平16	11:00~15:00	医師	10:00~13:00

(3) 施設の設備の概要 定員 10名

居室	4人部屋	14室	医務室	1室
	2人部屋	4室	静養室	1室1床
	個室	2室	食堂	1室
浴室	一般浴槽	1据	機能訓練室	1箇所
	特殊浴槽	1据	談話室	1室

#### 4 サービス内容

①施設サービス計画の立案

介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者の方の同意をいただきます。計画においては、原則として半年ごとに見直しとなります。

②食事・・・朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～

原則食堂にて召し上がっていただきます。

③入浴・・・週に最低2回入浴していただけます。

ただし、利用者の状態に応じ特別浴又は清拭となる場合があります。

④介護・・・施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、口腔ケア、施設内の移動時の付き添い等

⑤機能訓練・・・必要に応じて機能回復訓練を行います。

⑥安全管理・・・防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑦行事食の提供・当施設では、通常のメニューのほか行事食をご用意しております。

詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑧栄養ケア・経口摂取維持

当施設では、ご利用者様ごとに栄養ケアマネジメント計画を作成し、ご利用者様それぞれに合った栄養サービスの提供を行っております。また、経口からの食事摂取機能の維持、向上のため経口摂取計画を行っており、経口維持加算として料

金は別途かかります。

⑨所持品等の保管・・・特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。

ただし預けることのできる所持品の種類や量に制限があります。

⑩レクリエーション・・・日々のクラブ活動のほか、行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明させていただきます。

⑪その他のサービス

ア 緊急時の対応：体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

イ 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。

ウ その他：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度、御相談させていただきます。

## 5 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料 (1日の料金)

	多 床 室			
	サービス利用料金	自己負担額 1割	自己負担金 2割	自己負担金 3割
要介護1	6,030円	603円	1,206円	1,809円
要介護2	6,720円	672円	1,344円	2,016円
要介護3	7,450円	745円	1,490円	2,235円
要介護4	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護5	8,840円	884円	1,768円	2,652円

②送迎代 片道あたり1,840円 (介護保険適用時の自己負担額184円)

※松伏町・越谷市・春日部市・吉川市の地域

③食費 1日あたり1,450円

【食費内訳】朝食：370円 昼食：530円 夕食：450円 おやつ：100円

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いただく食費の上限となります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	300円	600円	1,000円	1,300円	1,450円

④居住費 1日あたり多床室915円

※ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いただく滞在費の上限となります

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室	0円	430円	430円	430円	915円

⑤サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日あたり 220円 (介護保険適用時自己負担 22円)
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日あたり 180円 (介護保険適用時自己負担 18円)
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日あたり 60円 (介護保険適用時自己負担 6円)

※ただし、職員体制により変動がある為、いずれかの算定となります。

⑥看護体制加算（Ⅰ）・・・ 40円 (介護保険適用時の自己負担額 4円/日)

看護体制加算（Ⅱ）・・・ 80円 (介護保険適用時の自己負担額 8円/日)

⑦夜勤職員配置加算（Ⅰ） 130円 (介護保険適用時の自己負担額 13円/日)

⑧口腔連携強化加算・・・ 500円/月 (介護保険適用時の自己負担額 50円/月)

⑨介護職員処遇改善加算・・・算定要件に基づき、所定単位数に対し以下の加算率を乗じた加算

介護職員処遇改善加算	I	II	III	IV
	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%

※職員体制に伴い変更することもありますのでご了承ください。

⑩地域区分・・・算定した単位数に対し、10.33円を乗じた上でサービス費を算出します。

(2) その他の料金 (介護保険外の実費)

金銭管理費	(やむを得ず管理をする際) 1日につき	80円
日常生活品費	1日につき	50円
電気器具使用料	1家電 1日につき	50円
理美容費	1回につき	1,980円
行事参加・食事費	その都度料金がかかります。	

(3) キャンセル料

利用開始前にお客様の御都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日 17時までに御連絡をいただいた場合	無料
②入所日の前日 17時までに御連絡がなかった場合	1日の自己負担額の50%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

## (5) 支払方法

利用料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求しますので、請求月の28日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

※お支払方法は、金融機関からの自動引落とし 金融機関・ゆうちょ銀行・農協共同組合  
その他、お支払方法につきましては銀行振込・窓口支払についても相談応じます。

振込先銀行名	埼玉りそな銀行松伏出張所
口座番号	普通預金0993157
口座名義	しゃかいふくしほうじんまつひろかい 社会福祉法人松大会 とくべつようごろうじんほむみどりえん 特別養護老人ホーム三戸里園 しせつちようかねこかずお 施設長 金子 一男

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

御利用期間決定後、契約を締結いたします。御利用の予約は、3ヶ月前からできます。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

### (2) サービス利用契約の終了

#### ①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護を御利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

#### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ③その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、又は利用者や御家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、又は、やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

## 7 協力病院

春日部中央総合病院

電話 048-736-1221

所在地 埼玉県春日部市緑町5-9-4

## 8 第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）

（評価病院）

（評価結果）

※当施設のサービスの特徴等はパンフレットを御覧ください。

## 9 体調の変化等、緊急の場合は、定められた緊急連絡先に連絡します。

\*緊急連絡先の変更については、早急に施設までご連絡をお願いします。

## 10 サービス内容に関する苦情

### ① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の施設入所に関するご相談・苦情および施設サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者 中川 良子

苦情解決責任者 金子 一男

電話 048-992-3939

### ② 苦情解決委員

石川 禎 石川禎司法書士事務所 司法書士 電話 048-967-2772

里見 純庸 浄土宗 源光寺 住職 電話 048-991-2948

尾崎 毅 山田・尾崎法律事務所 弁護士 電話 03-3585-7451

### ③ その他

当施設以外に、埼玉県国民健康保険団体連合会、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話 048-824-2568

松伏町役場いきいき福祉課

電話 048-991-2711(代)

# 個人情報の使用に係る同意

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人 松大会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

## 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

## 2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (8) 上記以外の開示

### ※同意項目にチェック

- 施設内での名前及び写真の掲載
- 施設内での名前及び写真の掲載をしない
  
- 施設広報誌またはホームページ等での写真の掲載
- 施設広報誌またはホームページ等での写真の掲載をしない

## 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。



# サービス利用時リスク説明書

当施設では、利用者が快適なサービス提供を受けれますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解下さい。

※利用者のリスクに関してご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 老人福祉施設は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、体調の急変や急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- センサーマット及びタッチセンサーの使用に関しては、本人の行動欲求を抑制する為ではなく、動作を安全に行えるように、見守り・介助をするために使用することがあります。

※上記のリスクを防ぐよう、職員一同、十分に注意し努力してまいります。事故が発生した際は、速やかに必要な応急処置及び、ご家族へ連絡をさせていただきます。

※職員の介助中に起きた事故に関して、それに伴い発生する費用については、当施設で負担させていただきます。入所者様の自発的行動に伴う事故（自己行動による転倒、転落後の骨折等）不可抗力と考えられる合併症（誤嚥性肺炎、吐瀉物誤嚥による急性呼吸不全、喀痰喀出困難症、急性心不全等）に関して発生する治療費等の費用については、御家族様の負担となりますのでご了承下さい。

<主治医、掛かり付け医療機関>

病 院 医 療 機 関 名	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

<体調変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します>

< 第1 緊急連絡先 >			
氏 名		続 柄	
住 所	〒		
電 話 番 号			
携 帯 番 号			
勤 務 先			
電 話 番 号			
< 第2 緊急連絡先 >			
氏 名		続 柄	
住 所			
電 話 番 号			
携 帯 番 号			
勤 務 先			
電 話 番 号			